

令和 8 年熊本地震 各種支援一覧

支援項目	内 容	対 象	備考	問合せ先
町民税の減免	被害の程度により減額 又は免除	住家や家財の損害金額が価格の 10 分の 3 以上である方 (保険金等により補てんがある場合はその分を除く)		町民課 (☎ : 72-1128)
	被害の程度により減額 又は免除	農作物に一定の被害を受けた方		
固定資産税の減免	被害の程度により減額 又は免除	家屋…流失・全壊など 土地…流失・崩壊など 償却資産…流失・全壊など	職権による減免 (申請不要)	
軽自動車税の減免	車両の損害の程度により減額 又は免除	軽自動車に被害を受けた方		
国民健康保険税の減免	被害の程度により減額 又は免除	住家や家財の損害金額が価格の 10 分の 3 以上である方 (保険金等により補てんがある場合はその分を除く)		
町税の徴収猶予	町税の徴収猶予 (1 年以内)	り災証明書の発行を受けた方		
後期高齢者医療保険料の減免	保険料の減免	住家や家財の損害金額が価格の 10 分の 3 以上である方 (保険金等により補てんがある場合はその分を除く)	熊本県後期高齢者医療広域連合 審査	
国民年金保険料の免除	令和 8 年 6 月分から令和 10 年 6 月分までの保険料	被害が最も大きい財産に係る損害が 2 分の 1 以上ある場合	国	健康福祉課 (☎ : 72-1229)
介護保険料の減免等	保険料の徴収猶予 (6 月以内)	災害により住宅、家財、その他の財産について著しい損害を受けた方		
	保険料の減免 (前年の合計所得金額により減免割合は異なる)	減免の申請のあった年の前年の合計所得金額が 600 万円以下で、災害により住宅、家財、その他の財産について、その価格の 3 割以上の損害を受けた方		
保育料の減免	徴収基準額の全額又は一部を免除	災害等やむを得ない事由の場合		
罹災者見舞金の支給	住家等が半壊～全壊 5 万～ 20 万円以内	災害により住家等が著しい損害を受けた方で、被災時点で当該建物を使用していた方		
災害弔慰金の支給	熊本地震により、亡くなられた方のご遺族に支給 【支給額】 亡くなられた方が、 ・生計維持者の場合 500 万円 ・生計維持者以外の場合 250 万円	審査委員会において災害関連死と認められた方のご遺族 *まずは、窓口又は電話にてお問い合わせください	県	
災害障害見舞金の支給	熊本地震により、心身に重度の障がいを受けた方に支給 【支給額】 重度の障害を受けた方が、 ・生計維持者の場合 250 万円 ・生計維持者以外の場合 125 万円	審査委員会において震災との関連性が認められた方 対象になる障害は、咀嚼・言語機能を廃した方、神経系統等の機能に著しい障害が残った方等 *まずは、窓口又は電話にて担当課にご相談ください	県	
公費解体・ 自費解体償還払 (損壊家屋の解体撤去)	・被災家屋等の建物について、町が所有者に代わって解体・撤去を実施 ・自費解体家屋撤去費用の償還払いを実施	り災証明書で「半壊」以上となった被災家屋等 (※) の建物 (※) 住家のほか倉庫や納屋等も対象		環境水道課 (☎ : 72-4002)
中小企業者等 向け支援策	熊本県による中小企業者向け資金 (https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/277230.html)	熊本地震で被害を受けた中小企業・小規模事業者		商工観光課 (☎ : 72-1115)